

土木森林環境委員会会議録

日時 平成23年10月4日(火) 開会時間 午前 9時59分
閉会時間 午後 2時39分

場所 第一委員会室

委員出席者 委員長 白壁 賢一
副委員長 桜本 広樹
委員 前島 茂松 武川 勉 望月 清賢 石井 脩徳
仁ノ平尚子 土橋 亨 望月 利樹

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

森林環境部長 中楯 幸雄 林務長 深沢 侑企彦
森林環境部理事 山本 正彦 森林環境部次長 深尾 嘉仁
森林環境部技監 安富 芳森
森林環境部技監(森林整備課長事務取扱) 宇野 聡夫
森林環境部参事 窪田 敏男 森林環境総務課長 小野 浩
環境創造課長 小林 明 大気水質保全課長 宮本 英敏
環境整備課長 守屋 守 みどり自然課長 石原 三義
林業振興課長 中山 基 県有林課長 江里口浩二
治山林道課長 沢登 智

県土整備部長 酒谷 幸彦 県土整備部理事 山本 力
県土整備部次長 末木 正文 県土整備部技監 上田 仁
総括技術審査監 小池 雄二 県土整備総務課長 秋山 孝
美しい県土づくり推進室長 山口 雅典 建設業対策室長補佐 渡辺 真太郎
用地課長 市川 正安 技術管理課長 内田 稔邦
道路整備課長 大久保勝徳 高速道路推進室長 三浦 市郎
道路管理課長 丸山 正視 治水課長 井上 和司
砂防課長 中嶋 晴彦 都市計画課長 市川 成人
下水道課長 小池 厚 建築住宅課長 松永 久士
営繕課長 和田 健一

議題 (付託案件)

- 第76号 山梨県森林環境保全基金条例制定の件
- 第82号 山梨県生活環境の保全に関する条例中改正の件
- 第85号 平成23年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの及び第2条繰越明許費中土木森林環境委員会関係のもの
- 第86号 平成23年度山梨県恩賜県有財産特別会計補正予算
- 第88号 契約締結の件
- 第89号 契約締結の件

- 第90号 契約締結の件
第91号 変更契約締結の件

- 請願第23-3号 国に原子力政策の転換を求めることについての請願事項の2及び3
請願第23-9号 峡東地域の36社に対して実施されている指名停止処分を2分の1に短縮することを求めることについて
請願第23-10号 峡東地域の36社に対して実施されている指名停止処分を2分の1に短縮することを求めることについて
請願第23-11号 峡東地域の36社に対して実施されている指名停止処分を2分の1に短縮することを求めることについて
請願第23-13号 原発から撤退し、自然エネルギーへの転換を求める意見書の提出を求めることについての請願事項の3

自然災害に強い主要幹線道路等の建設を求める意見書（案）及び中央自動車道の管理・運営に関する要望書（案）

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。
請願第23-3号及び請願23-13号については継続審査すべきもの、請願23-9号、請願23-10号及び請願23-11号については採択すべきものと決定した。
また、「自然災害に強い主要幹線道路等の建設を求める意見書（案）」を委員会として議案提出することとし、「中央自動車道の管理・運営に関する要望書（案）」については中日本高速道路株式会社に要望するよう議長に対して申入れることを決定した。

審査の概要 はじめに委員席の指定を行い、別紙着席表のとおり指定した。
次に、委員会の審査順序について、森林環境部・県土整備部の順に行うこととし、午前10時7分から午前11時34分まで森林環境部関係、休憩をはさみ、午後1時00分から午後2時34分まで県土整備部関係（午後2時32分から午後2時33分まで休憩をはさんだ）の審査を行った。休憩をはさみ、総務委員会における第75号議案の審査終了を待って、午後2時38分から午後2時39分まで第76号議案の採決を行った。

主な質疑等 森林環境部関係

※第76号 山梨県森林環境保全基金条例制定の件

質疑

仁ノ平委員 ただいまの基金条例の進め方について何点か伺わせてください。
お話の中でもありました、水源保全に関して、神奈川県からも負担金をいただけるということが今の説明にもありましたし、議会初日、知事からも表明があったわけですが、その神奈川の負担金のことについて伺いたいと思います。
議会冒頭、知事からは5年間で3億6,500万円、神奈川県に負担いただくこと決まると説明がありました。1年間にして7,300万円であります。長い間、検討してきた、協議されてきたことですし、当然かなとも思いますし、よかったなという気持ちでいるんですが、今のお話の中で、神奈川県を負担金をこの基金の中に入れるのだという話がありました。全額をこの基金の中に入れるのでしょうか。そこのところを教えてください。

小野森林環境総務課長 今、委員から御指摘のございました、単年度で7,300万円を神奈川県から負担をしていただけるということですが、この金額につきましては、森林整備にかかわる部分と、桂川清流センターにおきます水質浄化のために使う部分とが含まれておりまして、実際にこの基金に組み入れをして森林整備に使う額といたしましては、現在のところ3,000万円程度という予定でございます。

仁ノ平委員 単年度7,300万のうち3,000万がこの基金に入るとのことですが、ということは、5年間で1億5,000万円ということなんですが、本県のこの、5年間でいいんですけれども、基金に入れる税収の総額を伺います。

小野森林環境総務課長 先ほどちょっと御説明させていただいたとおり、単年度で2億7,000万円の税収を見込んでおりますので、それを5倍をいたしまして13億5,000万円程度になるかと思えます。

仁ノ平委員 そうすると、本県のこの基金全体の中で、神奈川県分はどれほどの割合でしょうか。

小野森林環境総務課長 大体1割程度になるかと思えます。

仁ノ平委員 その1割というのをどう評価するかということなんですが、当局はどのように考えていますか。

小野森林環境総務課長 神奈川県から御負担をいただくには、当然、神奈川県にも直接的に影響があるというものを山梨県からも神奈川県民に対しまして示さなければならぬということで、具体的にはどの程度の森林整備を年間行うことができるのか、我々と神奈川県で協議をいたしまして、1年間でできる森林の整備量に見合った事業費を算出をいたしまして、神奈川県からもその分に見合った金額を、半分、折半で負担をしていただこうというところがございます。現状におきましては、森林の整備のために必要な金額につきまして確保ができていのかなど考えております。

仁ノ平委員 私もいろいろ教えていただく中で、1割というのは結構存在感のあるお金でありまして、それ以上というのは難しいし、妥当なところかなと思っておりますが、さて、残りのお金ありますね。全部を基金に入れるわけではない。残りは何に使うんでしょう。

小野森林環境総務課長 残りのうち、同じく3,000万円につきましては、桂川清流センターにおきます放流水の中から、富栄養化の原因とも言われておりますリンの成分、これを取り除こうということで、桂川清流センターにその処理をするための機器を設置いたします。その機器を設置するためのリース料とか薬剤とか、汚泥の処理などに3,000万円、今のところ見込んでいるところがございます。
また、森林整備につきましては、実際にどの程度事業が行われたのか、あるいは効果があったのかという検証のために、モニタリング調査を行うこととしておりまして、それにかかる経費、並びに、桂川流域下水道でのリンの処理、これにかかる効果がどれぐらいあったのかという事業検証のために残りの1,300万円を活用していくということで今のところは進めております。

仁ノ平委員　このセンターでの富栄養化への対策、つまりリンの濃度を下げるといふこの作業は、初めてのことで伺っているのですが、リンの濃度はこういうことをするほど高濃度なんでしょうか。教えてください。

宮本大気水質保全課長　桂川清流センターのリンの排出濃度は、今までの平均で大体1ミリグラム／リットルぐらいです。排出基準が8でございますので、その8分の1ということでございますが、相模湖に環境基準が昨年9月に設定されまして、その環境基準の暫定基準ですが、リンが0.085ということでございますので、さらに低減させることができる状況でございます。以上です。

仁ノ平委員　初日、知事から表明があった神奈川県負担分についてだんだん見えてきたんですけど、全国でも珍しい協力関係だと思っています。5年間の約束ということでこれが始まるわけですが、まあ、当然、見直しされるけれども。こういう言い方がいいのかどうか、できたら持続可能な協力関係が築かれるといいなと思うわけですが、いかがでしょうか。

小野森林環境総務課長　先ほどもちょっとお話をさせていただきましたが、この神奈川県との共同事業につきましては、事業をやった後もモニタリング調査等、事業の検証をしていくという予定でおりますので、そうした検証の結果なども踏まえまして、我々といたしましても引き続き共同事業が実施できるような方向で協議を進めてまいりたいと考えております。

仁ノ平委員　結構です。ありがとうございました。

武川委員　この森林保全等を目的とした新税の考え方につきましては、昨年の2月の定例県議会の代表質問の際にも質問させていただいております。そのときの質問ですが、骨子で言わせていただければ、そのときの知事の答弁の中にもあったんですけども、懇話会からのいろいろな報告書を執行部からいただいて、そして、その中で、懇話会が報告した内容によると、まず、基金を設置すること、それからさらに、その使途や成果を県民にわかりやすい形で公開することが必要とされておりますと。また、新たな税は県民に対して新たな負担を求めるものであることから、実施に当たってはその目的や内容、必要性等を県民に十分に説明し、理解を得なければだめですよというようなことを私が本会議で質問しております。

知事の答弁もいただいているわけですが、知事の答弁で、県民や事業者の理解を得るために、広報、啓発活動を行っていくと。そして、今後の検討課題としては、新税を財源とした事業の具体的な内容や必要な事業量、新税の課税対象や税額、森林の恩恵が及んでいる、今、お話にもありました、県外下流域との連携の仕組み、新税の使途や成果をわかりやすく県民に公開するための仕組みづくり、こういったことを行っていきたいと。それから、森林の公益的機能を将来にわたって持続的に発展させるために、手入れがなされていない荒廃した人工林を公的に整備する事業や、里山の機能回復を図る事業なども検討していきたいと。そして、低炭素社会の実現のための取り組みとしても必要な、木材や木質バイオマスの利活用を促進する事業や、環境や森づくりに対する理解と活動参加を促進するための事業への活動なども検討してまいりたいと。いろいろ知事も言われていたのですが、その知事の発言を踏まえて、それから今日に至るまでの取り組みをまず伺いたい。

小野森林環境総務課長 特に広報の部分とか、県民の皆さん方にこの制度を知っていただく取り組みに力を入れてきたということと、もう一つあわせまして制度設計をしてきたということでございます。

具体的に、広報に関して申し上げますと、ことしの4月から5月にかけては、新聞折り込み等によりまして県民の皆様方に今後、森づくりをどういうふうにしていったらいいのかということ、あるいは、森づくりの大切さなどにつきまして、周知をするとともに、アンケート調査も実施をさせていただいたところでございます。

それから、6月に新しいこの税の素案を県議会にお示しをしたわけですが、その後、その素案につきまして県民の皆様方から御意見をいただくということから、7月、8月にかけて、市町村の税の担当者の会議、あるいは県民フォーラム、さらには県内4地域におきまして県民の皆さんからじかに御意見をお伺いするというので、各林務環境事務所に出向きまして、その素案について御意見を伺ってきたところでございます。

そうした御意見も参考にさせていただきながら、今般、この新しい税の考え方につきまして成案を作成し、その成案に基づきまして、先ほど説明させていただいた税条例並びに基金条例を提案させていただいたという状況でございます。

武川委員

今、いろいろ発言されているんですが、先ほど私が申し上げたように、知事は今後の検討課題としてということで、さまざまな構想やら対応指針を本会議で答弁されている。それで、今、きょうまでこういう取り組みをしてきたというお話があるが、現実問題、県民サイドというか、一般の人にはあまり認識されているようには思えない。執行部はいろいろ言っても、一般の県民はまだよく認識していない。よくわかっていない。それはなぜかということになると、率直に申し上げて、何か足りないのではないかという気がする。

だから、その辺も踏まえて、これから実際、新税を導入して、それで本委員会としては基金をつくっていくという方向で、今、審議しているわけです。いずれにしても森林保全等を目的とした新税の考え方の中では、新税を活用してこれから20年間で森林のさまざまな整備を行うというふうになってはいますが、これから長い期間での事業実施となると、その間に社会もいろいろな形で変化することもあるだろうし、国の施策、方針もまた変わってくることもあるだろうと思います。

したがって、現時点で一応の計画は持っていますが、折々、柔軟性を持って対応していかないと、本来の目的に近づかないのではないかと思います。だから柔軟にやっていかなければいけないと思いますが、その辺について伺いたい。

小野森林環境総務課長 これまで新税の考え方の成案につきましては、先ほどもお話をさせていただいたとおり、税制懇話会とか、これまで県民の皆様方の意見をお伺いする中で策定、作成をしてきたところでございますが、委員御指摘のとおり、今後そういった社会情勢の変化も当然考えられますので、弾力的に考えていく必要があると思っております。

税条例の中にも、5年ごとに見直しをしていくという条項も入っておりますので、事業の実施内容も含めまして、必要な見直しは行っていくようにしたいと考えております。

武川委員

いずれにしても、森林整備は短期間には成果は出にくいものだと思っていま

すが、事業を推進していく上で、その実績を評価していくことが重要なわけです。基金を設置し、そして基金運営委員会をつくると聞いているわけですが、その内容を、その都度、県民にわかりやすく見せ、説明していく。その結果、県民から出てきた意見を踏まえて、適時適切に見直していくということが重要だろうと思っています。

そして、何よりも重要なことは、昨年2月の委員会でも申し上げておきましたが、新しい新税の導入ですから、とにかく県民にその趣旨をもっともっと理解していただく。そして協力をしてもらうということに結果尽きるわけですが、今、国でも東日本大震災のことも踏まえて、それ以前にも財政再建ということの中で国としての増税手法、新税の導入というようなこともいろいろ言われてきましたが、ここへ来て、国でも増収のあり方、新税の導入のあり方について、非常に議論が、いろいろな意見があって、慎重になっているわけです。そのことは御存じだと思います。だけれども、財政再建もしなくちゃいけない。そして、東日本大震災の復旧・復興をしていかなければならない。財源が必要だけれども、国においてもその手立てについては、税収の手立てについては大変苦慮している。

国自体だって大変な議論をしている中で、本県において立派な趣旨であっても、新税ということになると県民の理解を得るということは本当に丁寧に、慎重にしないといけない。ですから、本県としてはその辺のところ、この基金の創設に向けて一番重要なところだと思いますが、冒頭申し上げたように、昨年2月議会の知事の発言、私の質問に対する知事の発言、それを踏まえて今日まで執行部が取り組んできたことを考えてみて、いろいろ言っているわけですが、県民にはさほど理解されていない。ですから、ここで基金を設置することになって、私は新税論議に対して非常に憂慮している。趣旨はもちろん了としていますが、もうきょう基金の設置ということまで来てしまったのですが、その辺のところをどう思っているのか。

小野森林環境総務課長 委員御指摘のとおり、今、国を挙げていろいろな復興財源等々のために、経済状況も悪い中で、そういった議論もされているところですが、本県におきましては税をお願いするわけでございますけれども、この税につきましては、今さら申し上げるまでもなく、いわゆる森林の持つ土砂災害の防止であるとか、水源涵養とか、地球温暖化防止、そういったさまざまな公益的機能、こういった機能を今、整備をしていかないと、そういった機能が失われてしまう恐れがあるということで、今、緊急にこの森林の整備をするための財源としてお願いしたいと考えているものでございます。

そういった趣旨につきまして、委員御指摘のとおり、我々も今まで周知をしてきたつもりではございますが、まだまだ県民の皆さん方に周知が行き届いていない点があるかと思っております。そういった面につきましては、今後さらに広報活動に努めまして、県民の皆様方お一人お一人から御協力がいただけるような取り組みをしてまいりたいと思っておりますのでございます。

武川委員

執行部は、手順を踏んでいろいろやってきさえすればそれでいいんだという姿勢が、ほかの事業、施策についてもあるんですね。やっぱりいろいろなことをやっても、実際に県民がそれを理解しているかどうか、その辺のことのほうがむしろ大事なんです。

ですから、くどいようですが、まだまだ理解がされていない。きょうは基金のもう設置条例という時期ですから、この趣旨についてはこれから本当に重要なことで、必要なことだというふうに認識をいたしております。そして、その

ためには、こうした基金の設置というのは当然不可欠だという認識もしていますが、これから基金条例の委員会もできるわけでしょう。その際に、ぜひ、その辺のところもよく県民に見せて、そして理解してもらおう。そして意見が出たら、それをまた以後の運営について最大限生かしていくというようなことをしていただきたいと思っております。

たとえ500円といっても、金額以上に国民、県民のそうしたことに対する反応は非常に厳しいものですから、その辺のところを重く認識していただきたい。基本的には了といたしたいと思えますけれども、最後、締めていただきたいと思えます。

中楯森林環境部長 経済情勢も大変厳しい状況でございますし、雇用も含めて、将来にも不安もある。あるいは、先ほど委員がおっしゃられたように、国においても増税論議なされているという中であって、県民の皆様にも新税をお願いする。そのことは大変重みのあることだと認識しております。私どもも、まだ時間もございませんので、周知もしっかりし、それから、いろいろ御指摘をいただきましたけれども、税で森林整備をしたことによって、将来、山梨の森づくりが県民から見ずばらしいものであるという結果を残せるような事業の展開をしっかり図ってまいりたいと思っております。以上でございます。

前島委員 いろいろ委員の立場から御意見が出されているわけですが、まず、新しい条例の制定に当たっての趣旨というものについて皆さん方が揭示をしております。内容を見ますと、環境問題含め、災害の防止に水資源の涵養、多面にわたった目的を掲げて、この新税の創設を今やろうとしていると。今、県民の皆さん方も、この税の理解に当たりまして、受けるに当たりまして、いろいろな立場の御意見も出てくるだろうと思えます。その取り組みについて我々も理解を一層しているところでありますが、問題はこの基金の運用のあり方、執行のあり方、そして、この基金の結果、効果、そういうものが明確に打ち出されていく必要があるという点。過去の行政の中での基金がいろいろな目的に沿って、広範な行政の中にばらまきの流れになって、その効果というものが果たしてどこにどうあらわれているのかという点に対する県民の関心が寄せられるのではないかと。

これだけの税をお取りになるためには、その効果と結果と、そして県民の皆さん方が確かに、いわゆるこの環境税を納める価値があるという検証と評価を受けられるようなものでなければならないと思っております。

そういう点でまずお伺いをしたいのは、この基金のいわゆる運用に当たって、執行部は基金の扱いどころはどこでおやりになるのか。これをまず聞かせてもらいたいと思えます。

小野森林環境総務課長 所管課という意味合いであれば、森林環境総務課が所管をさせていただきます執行してまいりたいと考えております。

前島委員 それから、これを執行していく所管は、行政でどうとらえて考えているのか計画をお願いしたいと思えます。

小野森林環境総務課長 この基金には、税収相当額を繰り入れて運用していくわけですが、その運用に当たりましては、先ほど武川委員からも御指摘がございましたように、基金の運営委員会を設置いたしまして、その基金の使い方、あるいは事業の効果といったものをこの運営委員会で行っていただくとしておりますが、具体的

な今後の事業につきましては、予算編成の過程の中で、どこに幾ら使っていくかということは決めていくわけでございます。そういった個々具体的な執行ということになりますと、それぞれ関係する森林環境部の課が執行をするということになるかと思えます。

前島委員 その所管課がそれぞれ、委員会によって運用のあり方を検討されていくわけですが、やはり結果と効果を上げていくためには、重点的な環境税の使い方というのは行政執行の中に非常に重要だと思って考えています。そういう考え方について、これからの運営委員会で検討していくんだということではなくて、執行部自身がこれの効果を上げていくためには、どういう手法が最も県民の皆さん方に検証していただくにも効果があるんだという基本的考え方について伺っておきたいと思えます。

小野森林環境総務課長 現在、我々が考えているのは、やはりまず第一は、先ほど申し上げましたように、この税の導入の趣旨であるいわゆる森林の公益的機能を損なわないように、十分発揮できるようにするといったことでございます。そのためには、まず荒廃森林の整備が大変重要であろうと考えておまして、民有林の荒廃森林の整備のために多くの税を投入していきたいと考えているところでございます。

前島委員 我々の視点でとらえますと、ぜひ県民の皆さんに、なるほどという、目に見えるような形で効果を検証していただけるような使い道を重点的に、年度計画を立てて進めていくということが重要ではないかと、考えております。また、いわゆるこの基金運用について、事務費や、あるいは直接、この基金が全額事業執行に使われていくような道筋を明確にしていく必要もあるのではないかと。そういう点で県民も関心を持っていらっしゃると思うので、その辺についても一度質問させていただいて、終わりたいと思えます。

小野森林環境総務課長 基金で繰り入れたものは全額、森林整備等のために使われていく必要があるというお話でございますけれども、それにつきましては、先ほどからお話しております基金運営委員会の中に具体的に、こういう事業をどのぐらい税を投入してやったということもお示しする中で御議論をいただくとともに、そうした議論の内容につきましては、広く県民の皆様方に公表をしてみたいと考えておまして、そうした透明性を確保する中で次の事業につなげていけるような取り組みをしてみたいと考えているところでございます。

前島委員 重点的なことについてはどうなんですか。

小野森林環境総務課長 先ほど申し上げましたとおり、基本的に我々のところでは民有林の荒廃森林の整備、それから、木質バイオマスの利用促進、あるいは社会全体で支える仕組み、こういったものを重点的に考えて行っているところでございますけれども、そういったことも含めまして、基金運営委員会の中にお諮りをして、議論をしていただいて、次の事業につなげてまいりたいと考えております。

桜本副委員長 今、答弁の中に、基金運営委員会等の言葉が出ているんですが、この今回提出された条例と、あるいは税務課から出されている特例に関する条例にも、その辺に踏み込んだお話がないのですが、その部分については委員会がどのよう

な立場に置かれるのか、具体的に明示していただければ、今の段階で初めて出るような言葉に対して、私自身ちゅうちょしているのですが、御説明願います。

小野森林環境総務課長 特にこの基金運営委員会につきましては、条例の中には明記がされていないわけですが、知事が必要を認めるということで、今後、基金の設置要綱等を検討して、またお諮りしたいと思います。具体的には、現状で考えているのは、森林整備の事業者や学識経験者の皆さん方、もちろん県民の皆様方もその基金の運営委員会に入っていただきまして、先ほど来、申し上げているような内容につきまして議論をしていただくということを考えております。具体的なこの基金の運営に関する事業費等につきましては、当初予算の折にまた審議をお願いしたいと考えているところでございます。

桜本副委員長 私の思うのは、基金運営委員会という言葉、配慮してこういった中につけ加えておくということが、そこまで核心的なお話が出るということであれば、まずもってそういった委員会設置というようなことも、この条例の内容等の中に加えておくべきではなかったのかという意見でございます。いかがでしょうか。

小野森林環境総務課長 必要なことでございますので、当然、税あるいは基金条例の中に規定をするということも当然考えられないことはないわけですが、我々の判断といたしましては、この中には規定をしなくて、別途、知事が必要と認めるということで対応してまいりたいと考えたところでございます。

桜本副委員長 では、最後にします。その趣旨をこの中に、例えば知事が必要と認めた場合はこれこれ、こういったものを設置するといった滑らかな言葉というものが、やはり条例でございますので、法律に縛られることの中で行政というものは動いているわけですから、そういう配慮が今後は必要ではないかということで締めたいと思います。

小野森林環境総務課長 今、御指摘のとおり、両条例案にはそういったことが記載をされていないわけですが、先ごろ、県議会の皆様方にもお示しをいたしました新たな森林保全等を目的とした新税に関する考え方の成案の中には、しっかりその部分がうたってございます。今、言ったようなことを委員会の中で行っていくというふうに明記をしてございますので、それに基づきまして、今後、必要な手続をとっていきたいと考えているところでございます。以上でございます。

討論 なし

採決 全員一致で原案に賛成すべきものと決定した。

※第82号 山梨県生活環境の保全に関する条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

土橋委員 ちょっと安心しました。この金額だけでどうやってみんなに理解をしてもらうのかなということを感じたわけですが、何にしても初めて、全員から500円上乘せしていただきますよということ。また、企業からこれだけ取る。初めてこの金額を徴収するわけですから、我々が町を普通に歩いても、どういふことかとか、何に使うのかとか、そういう質問は、もう、全員が何人にも聞かれていると思います。そのところを思い切り理解をしてもらうために、森林の持つ公益的機能についてもPRをしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

小野森林環境総務課長 今、委員からお話もございましたとおり、森林の公益的機能なども含めまして、県民の皆様によくこの制度につきまして御理解がいただけるよう、最大限の広報をしてまいりたいと考えております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第86号 平成23年度山梨県恩賜県有財産特別会計補正予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※請願第23-3号 国に原子力政策の転換を求めることについての請願事項の2及び3

意見 (「継続審査」と呼ぶ者あり)

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

※請願第23-13号 原発から撤退し、自然エネルギーへの転換を求める意見書の提出を求めることについての請願事項3

意見

石井委員 この23-13でございますけれども、実は、何回もこの請願の内容は読ませていただきました。現在、国のエネルギー政策というのは原子力、また、火力、水力、この発電を組み合わせて成り立っていると考えております。そのうち原子力は発電電力の3割を占めているということの中では、非常に大きな課題ではなからうかと思っております。また、太陽光発電、また、風力発電の自然エネルギーは、稼働率の面、あるいは出力の不安定、そしてまた、経済効率などを考えたときには、まだまださまざまな課題があろうかとも思っております。

それらを解決するにはまだ時間がかかるのではないかと思いますし、明日から原子力発電に代替するということは非常に難しいと考えるものであります。自然エネルギーの再生可能エネルギーによる発電は、今後まだ10年、あるいは推定ではありますけれども、20年というような期間をかけながら、原子力発電の代替を目標として技術開発を進めていかなければならないと思います。現時点において、既存エネルギーとのバランスをとりながら推進を図ることが望ましいのではないかとともに思います。

そういったことから、継続審査等の扱いをすることがよろしいのではないかとお願いしたいと思っております。

以上です。

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(明野廃棄物最終処分場について)

望月(利)委員 明野処分場について伺いたいと思っております。漏水検知システムによる異常検知から1年を経過しました。これまで搬入を停止したり、原因究明のための調査を進めて、8月末の安全管理委員会において調査結果、再発防止策を示したところでありますが、意見集約してなかったということですが、これまで県は、公害防止協定に基づいて設置されている安全管理委員会において御理解をいただいた上で再開するという考えだと思っておりますが、まず、安全管理委員会の位置づけについて伺いたいと思っております。

守屋環境整備課長 安全管理委員会の位置づけということでございます。安全管理委員会は、平成17年の12月に地元北杜市、県、事業団で締結しました基本協定の中にまず住民の代表も含めた安全管理委員会を早期に設置するというのが基本協定で結ばれたと。その後、18年6月に同じく三者で締結をした公害防止協定書の中に、9条でございますが、処分場の建設、運営について、地域住民や専門家の意見を聞くことにより、安全面に万全を期するため、地域住民を含めた北杜市、県事業団及び専門家からなる安全管理委員会を設置するというもので、これまで定期的に安全管理委員会を開催してきたということでございます。

望月(利)委員 安全管理委員会の構成委員、委員の構成というのを具体的に教えてください。

守屋環境整備課長 安全管理委員会は現在、21名の方をお願いをしております。内訳は、まず地元の区、これは地元は8区ございまして、8区の区長さんが、まずそれぞれ8名、それから地元の北杜市行政側から副市長さん、それから担当部長さん、あと課長さん等で合わせて4名、それから専門家ということで、大学の先生等で3名、それから県、事業団から6名と、合わせて21名ということで構成されてお願いしております。

望月(利)委員 このように幅広い立場の方々が、安全管理委員会の場において議論を深める中で理解を得ていくことが問題解決の早道であると考えておりますが、この上

で、この議論の過程についてマスコミ等から聞くということばかりでなく、その過程の内容を広く住民や県民に周知していくことが必要であると考えますが、どのような周知方法をとっていらっしゃるのか教えてください。

守屋環境整備課長 まず、安全管理委員会の開催に当たっては、どなたでも、まずその議論をしている場に入れるように、これはマスコミさんだけではなくて、住民の方々にも希望の方があれば、基本的に入れるような配慮をしております。毎回、30名ぐらいの方が来て、傍聴していただいております。

その中に、来ていただいた方には、委員さんと基本的には同じ資料も配付するような形で、まず一般の住民にもちゃんとその議論の過程もわかるような工夫をしております。

それから、ホームページに資料をダウンロードできるような形で公開したり、議事録等もホームページで公開するような形で、その資料、議論の過程を幅広く住民の方、あるいは県民の方がわかるような形で周知するよう努めているところでございます。

望月（利）委員 県民の方々に広く周知しているということなのですが、一番問題は、一般の方々が最終処分場の技術的なことや専門用語というのがちょっと理解できない部分がある。理解の範囲は千差万別だと思います。原因究明調査など、過去取りまとめた結果報告書等、私も見せていただきました。また、フォーラム未来で視察も行かせていただきましたが、ぜひとも住民にわかりやすく、説明に工夫を凝らして議論の中を理解していただけるようなことが大事だと思いますが、この点について伺います。

守屋環境整備課長 なかなか安全性を説明するのに非常に難しい。私どもが見ても難しいということもありますが、安全管理委員会の中でも一般の住民の方が入っていただいています。委員会の中でもそのような御意見をいただいていますので、例えば、いろいろ資料を、イラストとか写真とか、なるべくそういうわかりやすい、一般の方が見てもわかりやすいような工夫を資料づくりのところでもしております。

それから、専門家の方が委員の中に入っていただいていますので、地元の方がわからないというようなことがあれば、専門家の方が私どもでなかなか説明しきれないところをわかりやすく答えていただけるような場面もあります。議員御指摘のとおり、なるべくわかりやすいような資料をつくっていくように今後とも工夫して努めていきたいと考えております。

望月（利）委員 明野処分場、右肩上がりで搬入が上がってきたところで停止ということで、残念なことだったのですが、とりわけ産業界、並びに廃棄物処理業界においては、県外へ出していたものを、わざわざ県内でやっていこうということで、県内の明野へ切りかえたわけです。切りかえて、また今回のことで県外にということでもかなりの負担があります。そういうことも含めて、環境整備事業団が提出された原因の報告書は、相当な時間もかけたり、安全管理委員会の意見を聞きながらさまざまな角度から調査を実施して分析した結果、これを拝見する限りは構造上の三重の遮蔽シートというのは、システム等々がふぐあいがあったということではないかと思えます。水質等のモニタリングの状況を見ても、その安全性は十分に保たれていると私は感じております。

そこでぜひとも、この処分場の安全性や再発防止策等を、安全管理委員会で御理解をいただきながら、速やかに再開の道筋をつけていただきたいと考えて

いますが、御所見を伺います。

守屋環境整備課長 私どもこれまで7月29日、8月30日、2回にわたって安全管理委員会で説明をしまいましたが、なお、もう少し議論が必要だという御意見がございます。それで、今週の7日にまた安全管理委員会が開かれます。その場で改めて原因の究明の状況と再発防止策を御説明を丁寧にして、そこで御理解をいただいた上で、早期に再開できるような形で進めたいと考えております。7日についてはそのような形で努力をしていきたいと考えております。

(次期廃棄物最終処分場について)

望月(利)委員 次に、次期処分場について伺いたいと思います。きのうの全員協議会において基本的な考え方と整備方針を取りまとめて議員各位に説明をいただいたばかりであります。全国的には市町村の約8割が廃棄物の処理及び清掃に関する法律の中で、自区内処理ということで行っていることを承知しております。本県は県内のすべての市町村がみずから処分場を持っておりません。県外の民間処分場に委託している唯一の県だと承知しておりますが、市町村の規模や地形的な問題で、独自に単独で自前の処分場を持つというのは非常に厳しい状況の中で、この次期処分場の計画というのははすごく理解ができるものであります。そのような中で、今回、この体制の構築を確実に進めていただきたいという観点から幾つか質問をさせていただきます。

現在の次期処分場の整備に向けては、具体的にどのような作業を進めているのか教えてください。

守屋環境整備課長 現在、境川の計画地に処分場、それから隣接する甲府・峡東3市の焼却ごみ処理施設、あわせて28ヘクタールございますが、その環境影響評価を今、実施しているところでございます。

望月(利)委員 施設規模が産業廃棄物も対象にしていた60万立米から、市町村の一般廃棄物に限定して30万立米ということですが、明野の処分場は当初の搬入予定量に比べて搬入実績は大きく減少しまして、赤字が膨らむ原因となりました。この施設規模が課題になることがないようにしていかなければならないと考えていますが、次期処分場の規模はどのように算定をされたのか教えてください。

守屋環境整備課長 30万立米ということで、きのうも全員協議会のお示しをさせていただきましたが、その前提となる量は、市町村の焼却灰等でございますので、今後20年間、どのぐらいの量が出されるかということをそれぞれ市町村、あるいはごみ処理施設のほうで推計をいただきました。その推計をまとめて、それを立米で換算すると、おおむね30万立米ということで、市町村の20年間というその推計をもとに今回の規模を算出させていただいたところでございます。

望月(利)委員 事業主体ですが、県の環境整備事業団から市町村で構成される一部事務組合に変わるということですが、この理由を教えてください。

守屋環境整備課長 今回の一般廃棄物の処分場ということになりますと、国の財政支援、それは法律的に市町村が処理責任を負っているものですから、市町村への交付金、それから起債措置を行ったところの交付税等の支援、財政支援が市町村、あるいは市町村が設置する一部事務組合じゃないと得られないということがござ

います。それで、今後、市町村の負担をなるべく減らすために一部事務組合をつくっていただくということで、市町村のほうにもそれでいくということで御理解をいただくように、6日にもそんな話をしていくということでございます。

望月（利）委員 5月24日の全員協議会の中で、産業廃棄物に関して当面凍結ということで、市町村の一般廃棄物を対象とした施設ということで整備を進めるために、市町村の意向確認を行うことを表明されましたが、県では意向確認に向け、市町村にどのように協議を進めてこられたのか。

守屋環境整備課長 5月24日以降、昨日の資料でもお示ししているところでございますが、市町村長、あるいは課長会議を開いた後、それぞれ各ごみ処理施設、あるいはごみ処理をしている単独市町村等でいろいろ検討していただいています。その中に要請に応じて、私ども県の職員が出向きまして、そこでいろいろ御意見、あるいは御要望等を承りながら対応しているところでございます。

望月（利）委員 市町村がこれまで、それぞれ独自に最終処分を行っていた経過がありますから、その処理を一本化するのには、非常に経費負担を初めさまざまな課題があると承知しております。一例を挙げますと、消防の広域化など、総論は理解されていても、具体的にに向けた取り組みが進まない事例等々もあることもたしかであります。全国的にも本県は、最も最終処分場の整備が進んでいない状況にあります。

そこで、今後、どのようにまとめていかれるのか、具体的に伺いたいと思います。

守屋環境整備課長 6日に市町村長会議が開かれるということで、基本的な進み方を御了解いただいた後は、検討協議会を市町村さんと一緒に立ち上げる中で具体的な話を詰めていくということで考えております。

来年度事業もうまく進めるような形で市町村と連携をしながら進めていきたいと考えております。

（県有林の売却について）

桜本副委員長 同意事項等はないとお聞きしているのですが、林務の関係で所有財産の処分ということで、南アルプス地内に出ているということをお聞きしているのですが、経緯を御説明いただけますか。

江里口県有林課長 今、桜本副委員長の御指摘のあった案件ですけれども、それは9月7日に南アルプス市から企業立地用地としての土地の購入の申し出がありました。その該当の土地につきましては、開国橋の隣接地のところで、昔の土場の跡でございます。そこは未利用の県有地になっておりましたので、ということと、もう一つは、県の企業立地基本計画で重点促進地域ということで、企業立地を推進する地域ということもありましたので、管理条例に基づきまして南アルプス市に売却をいたしました。

桜本副委員長 冒頭申し上げたように、同意事項ではないというようなことで、金額等とのかかわりだとは承知はしているのですが、ただ、県の財産であるものでありますので、やはり情報を的確に、迅速に、委員の方々に報告をするという、そういったことが必要ではないかと思えます。9月7日に申し出があったということですが、我々委員に報告をした、委員長等に報告したのはいつだったのですか。

ようか。

江里口県有林課長 先ほど、議決案件かどうかということですが、恩賜県有財産管理条例では、1件の面積が2万平米以上、かつ予定価格が7,000万円以上の土地の売却について、議会の議決を要するということですが、今回の案件につきましては、その基準を満たしていないということでございます。

先ほど、委員が言われたように、県有地の売却というのは重要な案件であるということで、今までもこの議決案件でないものについても、関係の委員の方には御説明させていただいております。先ほど言われた、いつごろということですが、ちょっと正確な日にちを覚えていませんが、20日か21日ぐらいに御説明させていただいたのではないかと記憶しております。

桜本副委員長 早いか遅いかという議論ではなくて、契約事項に関しては年々、金額も下がっているといった中で、やはり県における売却等の案件についても、これからは私どもも違う形で、私も提案していかなきゃならないかと思うんですが、例えば相手方が信用できるような会社なのかどうかというようなものも、議員としても関心を持って扱っていかねばなりません。そういった意味で、やはり契約というようなことで、県民としては1円でも高く売っていただきたいという思いは、だれしも持っているところであります。日々刻々変化する日常でございますので、ぜひそういった情報については、いち早く報告と相談というか、提案をいただけるように配慮を願いたいと思います。いかがでしょうか。

江里口県有林課長 委員の御指摘のように、県有林の売却ですが、未利用の県有地につきましては、売却の要綱を定めまして、まずは公用で使えないかどうかということで、市町村等に照会をさせていただき、それでもないような場合については民間に対しての入札で処理する、処分するということがあります。そんなことも含めまして、今後はできるだけ早い時点で、そういう説明を関係の委員の方にはしていきたいと思っております。

(河川の水質について)

桜本副委員長 先ほど審議しました大気汚染、水質汚濁というような部分まで関連してくるのですが、今、都市部においては河川におけるバーベキューというようなことで、非常に河川というか、水を、川を汚してしまうということがあります。今回、桂川流域についても、神奈川との関係が出てくるのですが、県としては河川の水質については何か懸念を抱いているようなものは持っているのか。あるいは過去、データの的に検査をしたとか、そういった経緯は何か持っていますか。

宮本大気水質保全課長 県では、主要な河川については年に12回ですとか24回、場所によって違うんですが、50地点以上、富士五湖も含めまして測定しております。測定結果は公表しておりますけれども、昨年度BODは全地点で環境基準を達成しております。

桜本副委員長 水質に関して危険な兆候というか、そういったものは出ていないという理解でよろしいでしょうか。

宮本大気水質保全課長 おおむねよろしいんですが、1カ所、塩川の上流で、塩川ダムで地質の影響で砒素が環境基準を達成できないのですが、あとはBODはほとんど下がってきてまして、先ほども申し上げましたとおり、100%達成し

ております。

主な質疑等 県土整備部関係

※第85号 平成23年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの及び第2条繰越明許費中土木森林環境委員会関係のもの

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第88号 契約締結の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第89号 契約締結の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第90号 契約締結の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第91号 変更契約締結の件

質疑

武川委員 減額だから問題ないけれども、この変更理由の1の残土処理が、今度、近いところになったんだけど、これは想定されなかったのか。残土処理の場所が、

当初はそういう状況は全くなかったのか。

大久保道路整備課長 当初は、青で示しました大石地区に処理する予定でしたが、その後、同時に工事をしております西桂町の富士吉田西桂線の用地のほうが進みまして、そこで盛土としてこの残土を利用できるということになりました。そこで、できるだけ近くに残土を仮置きすることで事業費の削減可能ということになりましたので、そちらのほうに運搬をしたということでございます。その発注時点においては、まだ富士吉田西桂線のほうの用地の進捗の見込みが立たなかったということでございます。

武川委員 想定してやっていることだけれども、そういう想定はできなかったのか。

上田県土整備部技監 ちょうど私が道路整備課長をしているときに、工事の発注ということで、残土処理場をあちらこちら探した経緯がございます。それで、今、青いペンで書いてありますけれども、これは若彦路へのぼるところの盛土の区間がありまして、そこで地元の組合がありまして、そこで盛土等をして将来何か使いたいということで、土が欲しいというような御依頼がありました。財産区です。それで、そういう想定をしたんですけれども、そのときにトンネルの坑口のところは民地でありまして、そこは私どもとしては土地を捨てる場所として想定できなかった経過があります。その後、工事を始めるに当たりまして、施工業者等が、いろいろ施行計画や何かを立てている間に、その民地の方が、私のここに捨ててもいいですよという御回答をいただいたものですから、当然、工事費が安くという場所で許可をいただきまして、そちらに変更させていただいたという経過でございます。以上でございます。

白壁委員長 残土処理っていうと、残土処理場。先ほど言うように仮置きですよ。一時ストック場ということです。聞きたいのは、大石財産区との契約があったじゃないですか。ここを埋め立てて、将来的にそこをグラウンドにしたいからぜひ埋めてくれと。その土は足りなくなるのか。グラウンド化されなくなるということですか。

上田県土整備部技監 その土がどの程度まで、とにかく入れてくれという話がございます、それで全部完成するわけじゃなかったんだと思います。とにかく土を入れて広場をつくるということであって、うちの土が入って、それで全部完成ということではなくて、ほかの土も欲しかったというように記憶しておりますけれども、そういうことでございます。

白壁委員長 ということは、今現状、足りているということか。あそこは若彦トンネルから出てきたところで、当時は、こう、低かった。それで、若彦トンネル工事から出た、いわゆる残土をクラッシャーかけて粉砕したものをあそこに積んでいた。そここのところをならして、将来的にグラウンドにしたいからっていうことだったけど、たしか、その辺から出たところ、平らになっていたんじゃないかね。

上田県土整備部技監 申しわけありません。詳しいところというか、詳しい計画そのものは承知してないわけでございますけれども、そこに土が欲しくて造成したかったということだったと記憶しております。私どものほうは、土地、残土といいますか、掘削土を捨てたいということでございますので、その計画にあわせてもの

をつくるというようなことではなかったと記憶しております。以上です。

白壁委員長 今、西桂の関係の話が出ていますけど、西桂がそのところに使えるようになったから、そこを借りたんじゃなくて、大石よりも近いところが、交渉の結果、一時ストック場ができたからそこへ置いたんじゃないですか。大久保課長、違うんですか。

大久保道路整備課長 当初は、残土処理ということで、ここに捨てるというふうに聞いておりました、実際、近くに仮置きができた。そして、これを県の発注工事のほうで使用できる見込みがついたというふうに聞いております。

白壁委員長 そうじゃなくて、要は、西桂で使うからあそこに仮置き場を設置したんじゃないで、仮置き場が当初は6.何キロという、北岸の大石地区の若彦の河口湖側の坑口のところに借りて、そこを残土処理というか、一時ストック場として置いたんですね。そうしたら、その途中で、あそこ、何トンネルだったか。出口のところの1つ目の1本目、大橋から来て河口湖方面に向かって行って1本目の出口のところの右側のところ、御坂に向かって右側のところに用地が確保できたからそこへ置いて、そこでクラッシュをしたりして、だから、今回ということで減額になりましたということじゃないでしょうか。西桂と関係あるんですか。

大久保道路整備課長 今の処理の変更の過程でございますが、先ほど申し上げましたとおり、当初はこの残土位置、青の位置へ処理というふうに聞いております。それで、この変更で今、先生がおっしゃられたように、追坂トンネルですかね、そのわきに置いたということでございますが、これはあくまでも仮置きということで、富士吉田西桂線の工事現場のほうへ運搬したということになります。

白壁委員長 そのことは説明の中で、残土処理場が遠いところから近くなったじゃなくて、当初、残土処理場があったものが、もっと近いところの一時仮置き場に設置することができたんだよと。そうすると、大石の財産区は残土処理して平らにするっていうような補修は、土が足りないっていうことなんですか。

大久保道路整備課長 この財産区について、当初、埋めるという話は聞いておりましたが、その後、それに対して残土がこちらのほうに運搬しなくなったということに対して、当初の場所について、今後埋めてほしいとか、その辺、今のところ、まだ私どもはちょっと話は聞いてございません。

白壁委員長 大石財産区と契約してますよね。ここまで埋めますよ、残土処理させてもらうからここまで埋めて平らにしてやりますよ。そういう契約してると思うんですよ。ということは、その契約が途中で変更になったということです。当然、借地をするときも契約するだろうし、残土処理をして、そこで出た残土を処理して埋め立てて平らにしてやるっていうのも契約だと思うんです。その辺は変更したんですか。

大久保道路整備課長 大石の財産区とは契約はしたということはちょっと聞いてございませんで、私どもは、その契約はしていないものと考えております。

白壁委員長 私も地元なんで、ぜひそういうところで、せっかく埋めてくれると言ったと

ころが埋まらないじゃ困るし、それは1億数千万円の減額のためにこっちに仮ストック場ができて、それで何か、大石財産区に悪いけど、この分は埋められないよって言うわけにもいかないものですから、ぜひそういうところはしっかり地元とも協議していただいて、双方が利があるように、ぜひよろしくお願ひします。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※ 請願第23-9号 峡東地域の36社に対して実施されている指名停止処分を2分の1に短縮することを求めることについて

意見

仁ノ平委員 3つの請願に対して、私の意見は、継続審査が妥当と考えます。以下、3点の理由を申し上げます。

1点目は、請願に不備があります。請願趣旨に、山梨県建設工事請負契約に係る指名停止措置要領の第3第3項とありますが、これは第3第5項の間違いです。第3第3項はまだ処分が決定していない業者に対するものであります。この場合は、第3第5項が正しい。このような不備があることを指摘します。

2点目は、第3第5項に情状酌量すべき特別の事由がある場合は指名停止の期間の短縮と書いてありますが、この場合の情状酌量ということを用し、この情状酌量とは、第一義的に発注者側にも非がある場合などを想定した記述であり、この件はこれに該当しないと私は考えます。

第3点です。この件に関しまして、8月9日、知事が記者会見で、峡東地域の経済全体に大きな影響は出ているという段階ではないと記者会見で知事は発表しております。峡東地域の経済、雇用情勢はもとより大変な大きな問題ではありますが、議会もよしとしてきたルールを変えよう、変更しようということですから、このことに関して本当に大きな影響が出ているのかどうか、慎重かつ正確な実態把握が大切だと私は思います。

よって、慎重に調査すべきと考え、継続審査を提案いたします。以上です。

望月（清） 私は、紹介議員になっておりますけれども、採択の方向で意見を申し上げたいと思います。

ただいまお話がありました、この第3第3項であります、私はこの第3第3項の適用で間違いとは思っておりません。

それから、いろいろありましたけれども、この峡東地域というのは元来、本当に公共工事が大変大きな雇用効果、経済効果を出している地域であります。特に、甲州市におきましては10.7%、それから大和村地域においては17%近い雇用というのを創出しているということでもあります。

それから、今回の指名停止、これになりまして、1年から1年3カ月ですか、大変長い期間であると思えます。調べましたら、平成19年、全国知事会ではり談合問題というのはきちんと対応しようということで、そういう期間を多くとる県もあると、こんなことも聞いております。そんな中で、この期間中、6カ月間で倒産された業者は山梨で1社、笛吹市で1社でありますけれども、この36社で雇用されていた人が解雇されたのが100人以上いるわけです。

そしてさらに、その100人の中には、その下請とか納入業者、こういった方は入っていないんです。それも入れますと、相当の数の雇用が失われてしまったということが言えるのではないかと思います。

さらに、解雇されていない人たち、従業員においても、賃金の大幅カット、それから自宅待機。いつまた解雇されるかわからないといったおびえた毎日を送っている。これが現状であります。今、手持ち工事の時期がやっと、ぼつぼつ終わってしまう。こういったときに新規の工事が受注できないということになりますと、さらに倒産、また廃業、そして雇用の不安といったものが出てくる可能性がたくさんあるかと思えます。

それから、今回、処分を受けた36の業者、これらは比較的県の工事が大半になっているわけです。そういうことからしましても、公共工事のもたらす地域の間接的な投資効果、そういったものも激減してしまう。こういうような大変大きな問題であります。

私は、談合というものがいいなんていうことを言っているわけじゃないんですけれども、その業者がもたらす影響力の大きさに本当に身が縮むような毎日を送っているわけでありまして。そんなことから、地元の経済団体である商工会、それから農協、そして市議会、こういった団体が、何とかこの緊急状況を打開してもらいたいという切なる願いで請願を出されました。そんなことから、ぜひこれを採択していただき、そして委員長に取り計らっていただきまして、執行部のほうに意見書を提出いただきたいとお願いするところであります。

以上、採択をしていただきたいということで意見を申し上げました。よろしくお願いたします。

討論 なし

採決 賛成多数で採択すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(降雨による交通規制について)

桜本副委員長 さきの台風12号、15号の降雨等による県内の交通規制の実態はどうであったのか、伺います。

丸山道路管理課長 さきの12号、15号の台風による交通規制の状況でございますが、まず台風12号によりましては、高速道路、自動車専用道路におきましては中央高速の上野原・一宮インターチェンジ間、それから下りが上野原インター・勝沼インターチェンジ間、富士吉田線においては大月ジャンクションから富士吉田インターチェンジ、東富士五湖道路では富士吉田インターチェンジから須走インターチェンジということで、高速及び自動車専用道路ではすべて通行どめになっております。

それから、国の管理しております道路におきましては、国道20号で上下線でございますが、上野原市四方津から大月市梁川までと、大月市真木から初狩の間、それから52号におきましても上下線で身延町波木井から古屋敷の間、国道138号、籠坂へ抜けるところですが、ここについても通行どめになっております。

県管理道路では、国道358号、精進湖線などを初め、ピーク時で46路線70カ所で通行どめになっておりまして、東京方面への通行は不能になっておりました。

さらに、12号につきましては、非常に降雨の時間が長かったものですから、高速道路におきまして、中央高速自動車道におきまして上りの勝沼インターから上野原インターの間では最長52時間連続して通行どめになったというような状況でございます。

15号につきましては、時間は短かったのですが、やはり集中的に雨が降りましたものですから、同じように中央高速道路の東京方面が通行どめになり、吉田線が通行どめになり、東富士五湖道路が通行どめになったということで、ここは短いところで3時間、長いところで8時間という通行規制の状況でした。

それから、国道におきましては20号の大月インターを出たところ、花咲で冠水がございまして、やはり6時間程度の通行どめとなった状況がございまして、52号につきましては、路上規制で8時間程度の通行どめという状況がございました。

県管理道路におきましては、同じく県外に通じます358号ですとか411号等を初め54路線74カ所という箇所雨量による通行どめ、あるいは土砂崩落による通行どめというのがあったという状況でございます。

桜本副委員長

特に山梨県は地理的な状況、あるいは観光地ということで、週末あるいはこの観光シーズンにおいては、多くのイベント等により観光客の来訪が図られるわけですが、その中で、今後、雨量の規定の中で路線別の雨量の改善ができるのかどうか。あるいは高速道路を見ていると、東名高速道は片側通行を部分的にさせたりもしているのですが、中央高速の場合は全面通行どめになってしまうというように、やはりこの山梨の道路の実情を見ながら、雨量の規定の見直しだとか、そういったことも今後図るべきではないかという点もございまして、県の管理道路、あるいは国の置かれている道路というようなことで、防災対策も含めて、山梨県に来訪する方々に対しても、もうちょっと強い道路をつくっていかねばならない。そして、山梨に来て安心して来られるし、帰ることもできるというような地域にしていきたいと、山梨に行ったらもう大変な目に遭ったということにならないように、県の施策をお伺いしたいと思います。

丸山道路管理課長 それでは、まず県管理道路につきまして御説明させていただきます。

まず1点目の規制の緩和について、どのように考えるのかという御質問だと思いますが、これまでも防災工事等を毎年予算を計上して実施してきておりますので、この規制雨量の見直しというのは、数年に一遍行ってきております。現在、規制箇所というのが48路線65カ所、430キロ強ございますが、これは平成20年の4月に見直した結果でございまして、見直しに際しましては、まず防災対策工事が完了して5年間程度経過を見ると。その間に規制雨量を何回か経験して、その結果、被災が起きないと、落石等が発生しないということを確認した上で専門家の意見を聞きながら、規制雨量の緩和というものを行ったり、規制の撤廃ということを行ったりするわけでございます。

そのように防災対策工事が完了した区間で、なおかつ5年間程度、規制雨量を経験したり落石等がないということを確認する必要がありますので、どうしても見直しというのに時間がかかってしまうというものがございまして、見直しを行っていないということではございません。

もう1点、規制雨量が緩和できるように防災対策工事をどんどん進めて、県外の方も含めて安心して通っていただける道路をつくるということが我々の

使命だというふうには考えておりますが、平成8年、9年の道路防災総点検の中で、要対策箇所、何らかの対策工事を実施する必要があるという箇所が約1,580カ所ございまして、それに対しましてなかなか新設の道路もつくらなければならないというふうなさまざまな道路行政に対する要請にこたえるために、防災対策だけに予算を集中するわけにもまいりませんので、これまで大体、国の補助金がつくような事業で二、三十カ所の防災対策工事を毎年実施しているという状況でございますので、なかなか1,580カ所が減らないという状況になっております。そこで、できるだけ区間を集中して、道路の雨量規制が緩和できるような防災対策工事の進め方を今、考えております。

桜本副委員長 やみくもに規制を緩和しろということではなくて、やはりこういう山梨の地であります。そして観光地であります。公共サービスというようなことで強い山梨の道路づくりに邁進をしていってほしいということでございます。

(一級河川の管理について)

次に、一級河川についてです。今、河川の中に材木だとか樹木が放置されている状況でございます。その中で、水の流れがということもあるのですが、放置した材木等をいつ片づけるのかということも含めながら、その河川の中で樹木が非常に生い茂っている部分があるのですが、その河川の樹木については、自然環境上そのままにしておくほうがいいのか、あるいは管理上、あるいは災害対策として積極的に伐採をしたほうがいいのか、考え方をお聞きしたいと思います。

井上治水課長 河川内の樹木におきましては、委員がおっしゃるような環境面、あるいは全然別の面から、防災面、それらの面からのさまざまな意見がございます。その河川によって特色がそれぞれにありますので、河川内の樹木の伐採については、よく地元の意見をお聞きしながら対応していきたいと思っております。以上です。

桜本副委員長 お聞きするというのも大事でありますし、地形だとかそういった下流域にどういった問題があるのかも含めて、大体いつごろをめどにと考えておいででしょうか。

井上治水課長 県管理河川は600を超える河川がございまして、それぞれ河川の大きさ、河川の堤防の高さ等もさまざまでございます。ですから、一概に、いつということはお約束はできないのですが、順次、河川の現況をパトロールしながら判断していきたいと思っております。

桜本副委員長 河川流域には地域で利用しているダム等もあります。そして、そのダムを管理している地域の方々がやはり心配になってダムを見にいくと。そして、引っかかっている樹木を取ったりというようなことに対して、非常に危険も伴うこともありますので、ぜひそういった面も含めて対応を急いでください。以上です。

(台風12号、15号による被害について)

望月(利)委員 引き続き台風12号と15号の上陸において、山梨県において被害が甚大だったということですが、今、桜本委員から道路とか河川とかピンポイントで話があったのですが、土木施設の被害、県下全体でどれぐらいがあったのかお聞

かせください。

井上治水課長 まず、台風12号でございます。台風12号による、いわゆる公共土木施設の被害状況でございます。県が所管している土木施設におきましては、42カ所、9億3,800万円、それから市町村が所管している土木施設につきましては9,700万円余り、合計53カ所、10億3,000万円余り、これが台風12号の被害でございます。

一方、台風15号でございます。県の施設におきましては、136カ所、34億円余り、それから市町村の施設につきましては44カ所、11億円余り、合計180カ所、45億円余り、これが被害状況でございます。

望月（利）委員 非常に大きな被害であると思います。それと、山梨のほう、まだまだそういう施設整備という部分でお金をかけてしっかりと対応していかなければいけないと感じていますが、今後、復旧に向けてどのようなスケジュールで対応をしていくのかお聞かせください。

井上治水課長 復旧の予定でございますが、個々の被災現場におきまして国土交通省の係官が財務省の係官立会いのもと、現地を確認いたします。それから被害額を決定する。いわゆる災害査定と呼んでいますけれども、査定が行われます。12号関係につきましては11月14日から、15号関係につきましては12月の初旬というふうに、今、国土交通省と調整中でございます。なお、この査定が終了後、速やかに復旧工事を発注するという流れになります。

なお、特に緊急を要する箇所につきましては、既に応急工事に着手している箇所もございます。以上でございます。

望月（利）委員 今回の災害ですが、特に私の地元、峡南地域で被害が大きくて、本当に各地各所でも崩れている、細かいところも合わせれば本当に数は多いかと思いますが、早川の雨畑地区にある唯一の生活道路であります県道の雨畑大島線というのはとても大きな被害を受けて、まだ孤立状態、人が歩ける程度しか復旧していないという状況です。特に地区の人は本当に不自由な状況を余儀なくされています。1日も早い復旧が望まれています。現在はどんな状況なのか、また、復旧の見通しはいつぐらいなのかお聞かせください。

丸山道路管理課長 雨畑大島線の状況でございますが、9月21日に終点側から1キロ、雨畑側に入ったところで、路肩崩落が起きまして、9月の25日に歩行者と二輪車が通行可能な状態にいたしました。発災以来、迂回路を道路の下を流れております雨畑川の河川の中につくろうということで工事を進めておりまして、本日の正午に大体緊急車両は通せるような状況になってございます。一般の方につきましては、あさって、10月6日の早朝から通行可能となる予定で作業を進めております。

それから、復旧につきましては、先ほど治水課長が申し上げた査定を待たずに応急工事に着手するという方法をとらせていただきまして、できるだけ早く工事に着工いたしまして、河川内の道路が使えなくなる5月中までに完成させたいと考えております。以上です。

望月（利）委員 復旧に向けて、また、災害時には現場の職員の方々含めて、所管の方々、昼夜を問わず努力をされて、また、地域の方も努力されておりました。そのことはよくわかるのですが、1日も早い復旧に向けてさらに努力をお願いしたいと

いうことで私の質問を終わります。

(間門川の河川改修について)

土橋委員

今の災害のことですが、地元のことで申しわけないというよりも、言っておかなきゃいけないかなと思うのは、きのうの全員協議会の際にも、中道の地区、すぐ隣に今度、産業廃棄物の処理場ができるんですが、あそこから1キロ、あの地域を間門地区というんですが、間門川から流れている川が必ず大雨になるとはらんをするということです。実は、22日、私が予約してあった食堂も床上浸水ということで、材料も全部用意していたらしいけど、3日間営業ができなかった。床上まで浸水した。実は処理場ができるときに、必ずその川がいつもはらんするからということで反対の芽が出てきたときに、県のほうで川をきれいに直すからということで、今、盛んに工事をしているんですけど、またことしも完全に上流何百メートルぐらいのところまで、車も水害でレッカー移動されたりしていたんですが、あの辺のところの工事っていうのは、いつごろ改修が完了するのか。私も報告しなければならないものですから、ぜひよろしく願いいたします。

井上治水課長

間門川につきましては、流れ込む笛吹川との高さの関係上、非常に流れにくい河川となっております。県では、間門川の河川改修につきまして、3段階のステップで考えております。まずは間門川の流域に降った雨をスムーズに流す間門川そのものの改修でございます。これは140号沿いの甲府市の水路との合流点から、上流芋沢川の合流点まで920メートルを現在、改修中でございます。これにあわせまして笛吹川へ直接流す排水樋管もこれは昨年度完成いたしました。まずはこの間門川そのものの改修、これが第1段階のステップだと思っております。

あと、地形上、どうしても笛吹川の逆流というのが、今回のように笛吹川の水位が上がりますと、逆流があります。これを防ぐのが第2ステップでございます。第1ステップの改修が終わったところで、この逆流防止ゲート、これを実施してまいります。

その第2ステップが終わった後に、今度、逆流防止ゲートを操作させて、内水と呼んでいますけれども、先ほどの床上浸水のお宅のところのあの辺が一番低いところですので、その辺の水が排水できればということで検討しております。

今、申し上げるのは、その第1ステップの間門川の改修ですけれども、これは26年度までに芋沢川の合流点まで改修する予定でございます。その後につきましては、今、具体的な、いつまでという数字は申し上げられませんが、できるだけ早く次のステップへ行きたいと思っております。

土橋委員

今の話ですが、26年ということですが、あその芋沢川の合流点から上のところも、要するに間門川に流れ込めなくなると、その辺の浸水箇所がふえてくるということと、御存じのとおり南インターをおりて甲府に向かう唯一の平和通りですから、あそこがその都度通行どめになっていたんじゃないかなと思います。逆流という問題があるが、上をきれいにしても、大雨が降ったら笛吹川が当然、水が多くなるわけですが、笛吹川の水がふえたらいつも逆流してきてしまう。毎回毎回あその地区だけは水没するということでは困ると思います。あその床上浸水したところをつぶして、もっと高いものをつくれと言ってもすぐには無理な話ですし、26年という話ですが、急いでやってもら

いたい。まず処理場が完成する前には完璧にやってもらわないと、処理場へトラックがどんどん入っている、雨が降ったらそこから流れてる。川には流さないと言っているのですが、あふれた水はそこへ流れるということでは、そこで米をつくったり、農作物をつくって食べている人たちにしてみれば、そんなところで生活しろというのは無理な話かなというようなことまで響いてきますから。これは森林環境のほうで話をするのか県土整備部のほうで話をするのかと思ったが、やはりつくっていただけるのは県土整備ということですので、ぜひその辺のスピーディーな対応をよろしくお願いします。

(直轄国道、中央自動車道等に対する要望について)

桜本副委員長 さっきちょっと答弁漏れがあったかと思うんですが、中央自動車道の問題とか、あるいは国の直轄道路について、どんなふうな要望をしていくのか、あるいはお願いをしていくのか、その辺はどのようにお考えでしょうか。

丸山道路管理課長 まず、直轄国道についてでございますが、これにつきましては、いわゆる峡南の方々の生命線とも言える道路ですので、これまでも雨量規制の緩和とかということのを要望してまいりまして、長年、防災対策工事をやって、ようやく今の状況の200ミリとかそういうところまで緩和されたという状況でございます。

20号につきましても同様な要望を国交省等の打ち合わせ等の際もいたしまして、現在、大月の辺は200ミリとか、まあ、若干は緩和されているわけですけど、神奈川県におきまして1カ所、相模湖の近辺が150ミリというふうな状況で、そこはやっぱり非常に大きなネックになっておりますので、これからは国土交通省との打ち合わせ等におきまして、さらにお願いをしてみたいと考えております。

三浦高速道路推進室長 NEXCOが管理しております中央高速道路と東富士五湖道路、これにつきましても、いろいろ情報収集をしたのですが、過去に死亡事故1件ありました。大規模災害が今のところない状況ですので、県としては改めて、いろいろな期成同盟会を介して、新規に中部横断道の整備とか新しい改築、小仏トンネルとか、そういう要望は具体的にしております。けれども、防災対策とか規制緩和ということは今のところやっていないのが現状でございます。

桜本副委員長 言っているのは、現状ということではなくて、こういったことを含めて積極的にこれからも要望、要請をしていく、お願いをしていくという、常にそういった姿勢を持っていくということが大事だということです。ことが起きてからでは遅いという姿勢をいつも持っていないと、大変なことになってしまう。それだけ用心できる山梨県だという姿勢を見せる必要があると思います。要望して終わりたいと思います。

※自然災害に強い主要幹線道路等の建設を求める意見書（案）及び中央自動車道の管理・運営に関する要望書（案）

動議

土橋委員 御存じのとおり、本県の産業、経済、観光等は、明治時代の中央本線の開通に始まり、国道20号、52号等の国直轄による道路整備や、中央自動車道の

全線開通など、県外との交通手段の整備を契機として、その都度、飛躍的に発展してきたところであります。特に物流の主役が自動車に移った今日では、これらの主要幹線道路を軸とした道路網の果たしていく役割は本県にとって極めて大きいものであります。

しかし、本県は県道の約8割を森林が占め、地形が急峻な上、地質も弱いことから、土砂災害の危険性が高い地域などが多く、このところ頻発しているゲリラ豪雨や台風などの大雨による通行どめは直轄国道において全国平均のおよそ3倍にもものぼっているそうです。

こうした中で、さきの台風12号、15号の豪雨時にも、県外との交通手段の多くが絶たれ、県外からの来訪者も含め、多くの利用者の足が奪われる事態となりました。

このように県外と連絡をする主要幹線道路が豪雨に極めて弱い本県は、全県が陸の孤島と化すことが心配されるところであります。

ついては、土木森林環境委員会として、国に対して自然災害に強い主要幹線道路の建設を求める意見書を提出することを提案いたします。

また、特に、中央自動車道は本県にとって東京圏からの連絡道路として産業、経済や観光のかなめとなっていますが、県境付近は大変険しい地形のため、気象条件によってはたやすく通行どめになり、観光や物流の支障になるなど、本県にとって大きな痛手になっております。

そこで、中央自動車道については、管理運営を行っている中日本高速道路株式会社に対して、自然災害に強い高速道路となるよう、管理運営体制の強化を要望するよう提案いたします。なお、中日本高速道路株式会社については、民間会社でありますので、議長から要望を上げていただきたいと思っておりますので、御審議いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

意見 なし

採決 全員一致で意見書を議会に提出し、要望書の提出を議長に申入れることと決定した。

その他

- ・委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。
- ・閉会中もなお継続して調査を要する事件は、配付資料のとおり決定された。
- ・閉会中の継続審査案件に関する調査の日時・場所等の決定は委員長に委任され、県内調査を10月20日に実施することとし、詳細については、後日通知することとされた。
- ・8月29日から8月31日に実施した県外調査については、議長あてに報告書を提出したことが報告された。

以 上

土木森林環境委員長 白壁 賢一